

参加者の有無を確認する公募手続きに係る 参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年8月17日

中国地方整備局 宇野港湾事務所長 笹岡 実也

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、高い耐塩害性が実現できる高炉スラグ微粉末および高炉スラグ細骨材を用いたコンクリートをプレキャスト部材で用いることを想定し、部材の耐塩害性の高さを確認するとともに、弱点となりやすい打継目の塩分浸透抵抗性および鉄筋腐食抵抗性を向上させ、高耐久な栈橋構築技術の検討を行い、港湾整備への適用にあたっての知見を得るものである。

本業務の実施にあたっては、十分な知見、特殊な技術、ノウハウ、手法等を有し、かつ自在に駆使することで特定のテーマの解決策を見いだすことができる能力を有している必要があることから、4. の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

(特殊な技術・手法等)

- (1) 海域など厳しい環境化でのコンクリート開発や施工制約による工期短縮が期待されるプレキャストコンクリート開発に関して多くの実績と検証実績があり幅広いノウハウを有し、取得データを応用した研究実績を有していること
- (2) 高炉スラグ微粉末及び細骨材を用いたコンクリートに関する固有の研究ノウハウを有していること

公募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な十分な知見、特殊な技術、ノウハウ、手法等を有し、かつ自在に駆使することで特定のテーマの解決策を見いだすことができる能力を有している法人等(以下、「特定法人等」という。)との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

水島港港湾整備におけるコンクリート構造物の高耐久化研究委託

(2) 業務内容

- ① 接合部に用いる現場打ちコンクリートの検討
- ② 打継目の塩分浸透抵抗性および鉄筋腐食抵抗性の検討

(3) 履行期限

令和9年3月26日

3. 業務目的

本業務は、高い耐塩害性が実現できる高炉スラグ微粉末および高炉スラグ細骨材を用いたコンクリートをプレキャスト部材で用いることを想定し、部材の耐塩害性の高さを確認するとともに、弱点となりやすい打継目の塩分浸透抵抗性および鉄筋腐食抵抗性を向上させ、高耐久な栈橋構築技術の検討を行い、港湾整備への適用にあたっての知見を得るものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②中国地方整備局から指名停止等の措置要領(昭和59年3月31日付港管第927号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 特殊な技術・手法等に関する要件

- ①海域など厳しい環境化でのコンクリート開発や施工制約による工期短縮が期待されるプレキャストコンクリート開発に関して多くの実績と検証実績があり幅広いノウハウを有し、取得データを応用した研究実績を有していること
- ②高炉スラグ微粉末及び細骨材を用いたコンクリートに関する固有の研究ノウハウを有していること

5. 手続等

(1) 担当部局

〒706-0002 岡山県玉野市築港1-1-3 産業振興ビル2階

中国地方整備局 宇野港湾事務所 総務課

電話：(0863) 33-5006 E-mail：unoko-keiyaku@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年8月17日(月)から令和8年8月27日(木)まで(1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年8月27日(木) 16時00分 (1)に同じ。

持参、郵送(書留郵便に限る。)または電送(事前に担当部局へ連絡を入れること)すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口：5. (1)に同じ。

- (3) 当該応募者に対して、プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の
提出予定期限：令和8年9月14日(月) 16時00分
- (4) 中国地方整備局(港湾空港関係)における令和7・8年度一般競争入札参加資格業者のうち「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていない場合も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。